あなたの保険金が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

トラブル1 甘い言葉で誘惑

うちがサポートすると平均100万円は皆さんもらっていますよ。支払われた**保険金の使い道は自由**です。

100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!

保険金は**手数料なしで申請**いただけます。

えっ!
サポートの手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。

トラブル2 知らない間に詐欺に加担

被害診断から
保険金の請求まで
全てこちらに
お任せください!

もともと古くなって
壊れている箇所もあるけど、
本当に任せていいのかな…

うその理由で保険金請求すると詐欺に該当するおそれがあります。
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する業者も存在します。

「保険が使える」と言われたら!

ご自身でご加入の「損害保険会社」か
「損害保険代理店」に

まず相談!

トラブル事例をYouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」

https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html

作成 一般社団法人 日本損害保険協会

協力 消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan / 金融庁 Financial Services Agency / 警察庁 National Police Agency / 独立行政法人 国民生活センター / 一般社団法人 日本損害保険代理業協会

「保険が使える」にご用心!

あなたの身近でも増えています!

台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

手数料はかかりません!

保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。

保険会社・代理店にご連絡ください。ご請求方法を詳しくご案内します。

必要なものの例:被害箇所の写真、修理見積書※

※修理見積書作成に当たっては、工務店など依頼先とのトラブルにご注意ください。

台風や大雪による被害

地震による被害

地震保険の請求に修理見積書は必要なく、より簡単に請求手続きができます。詳細な請求方法は、保険会社・代理店までお問合せください。

一般的な請求手続き方法については、こちらからご確認いただけます。

トラブル相談が多く寄せられています。

2022年度のトラブル相談件数 **2,124件**

高齢者の相談が多いです

(平均年齢は67.9歳)

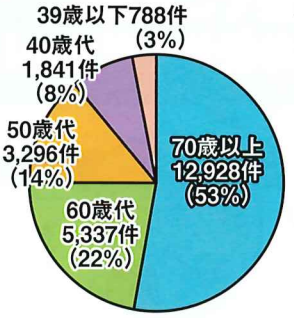

70歳以上の相談が約半数を占めています

2013年度から2022年度によせられた相談の内訳(不明・無回答等除く)

データは2023年3月31日までのPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

業者とのトラブルに関するご相談はこちらへ

保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

0120-309-444(さあ連絡しよう)

※受付時間:午前9~12時、午後1~5時 月~金(祝日・当協会の休業日を除く)

損害保険に関するご相談はこちらへ

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)<全国共通・通話料有料>

03-4332-5241

受付日:月~金曜(祝・休日および12月30日~1月4日除く)

受付時間:午前9時15分~午後5時

契約トラブルに関するご相談先

全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」

188(いやや)

身近な消費生活相談窓口につながります!

2026.07